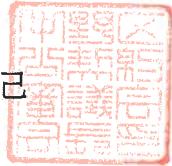


令和4年12月19日

中野区長 酒井 直人 様

中野区公契約審議会会長 武藤 博己

令和5年度労働報酬下限額について（答申）



令和5年度に条例の対象となる公契約に適用する労働報酬下限額について、令和4年9月15日付け4中総経第909号により、区長より本審議会に対して諮詢を受けました。

諮詢に対する審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和5年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、以下のとおり、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

職種	準用する職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建具工	内装工
建築ブロック工	石工

なお、当該4職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

(2) 熟練労働者・一人親方以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和5年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員の報酬を基本に、東京都の最低賃金、中野区職員の実労働時間数の算出方法等を勘案して得た額とするのが妥当である。

（1時間当たり1,170円）

3 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額にするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

4 各委員からの意見

- (1) 公契約条例が適用されない契約について、事業者の負担に配慮しつつ、適用範囲の拡大について検討課題とすること。
- (2) 条例の実効性を高めるために、労働報酬下限額の適切な周知等に努めること。
- (3) 工事業界としては、資材価格が高騰しており、人件費以外の経費も上がっている状況にある。については、公契約条例の制度周知と合わせ、資材価格の実勢価格を保障できるよう、インフレスライド・単品スライドの制度を区として適切に運用すること。
- (4) 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の勘案に際しては、次年度も行政職給料表（一）における高卒初任給相当の金額を基準とするとともに、公務労働の対価という観点を考慮すること。

中野区公契約審議会委員

会長 武藤 博己

会長職務代理者 阿世賀 和子

委員 進藤 宣良

委員 大村 清保

委員 菊池 亮

委員 大辻 成季